

第六章  
大学・専門学校・師範学校

第六章には、高等教育段階の学校に関する資料を収録した。終戦の時点で神奈川県には、日本大学、法政大学、慶應義塾大学、明治大学の一部のキャンパスがあり、専門学校としては官立の横浜工業専門学校および横浜経済専門学校（横浜経済専門学校には戦時下の非常措置の一環で一九四四（昭和一九）年に横浜工業経営専門学校が併設されたが、四六年に廃止された）、横浜市立経済専門学校、私立の横浜専門学校、関東学院工業専門学校、京浜女子家政理学専門学校などがあった。旧制の専門学校が新制の大学に転換したのはほとんどが一九四九年度以降であり、それまでは旧制度が続いていた。この間に横浜市によって横浜医科大学とその大学予科が設立された。

高等学校（および大学予科）は中学校第四学年修了者を入学させる三年制、専門学校は中学校卒業または高等女学校第四学年修了者を入学させる三年制の学校で、大学は高等学校または大学予科の卒業者を入学させる三年または四年制の学校であった。戦時中は臨時措置も含めて修業年限が短縮されていたが、終戦後にもとに戻す措置がとられた。師範学校を含めてこれらの高等教育の段階の学校は、新制度の大学に転換した。旧制度では、大学は原則として男子のみ、高等学校は完全に男子のみ、専門学校は原則として男女別学とされていたが、一九四六年度から大学予科、四七年度から高等学校が女子を男子と同等に受け入れた。

国民学校の教員養成を担っていた師範学校は、一九四三年の師範教育令により、都道府県立から官立に変更され、予科二年・本科三年の専門学校程度为学校になった。また四四年には師範教育令の一部改正により、青年学校教員の養成を目的とする青年師範学校が各都道府県に設置された。神奈川県は県立の神奈川県師範学校（男子校、鎌倉市）と神奈川県女子師範学校（横浜市中区）が統合されて発足、神奈川県青年師範学校は県立青年学校教員養成所（平塚市）を引き継いで発足し、四五年に空襲で校舎を焼失して横浜市保土ヶ谷区に移転した。

一 横浜医科大学設置申請

一 理由書

横浜市立医学専門学校ハ昭和十九年二月十一日設立認可ヲ受ケ同年四月開校シ以來其ノ施設経営ノ強化ヲ図リツツアツタガ幸ヒ戦時中再三ノ空襲ニモ罹災セズ特ニ附属十全医院モ全ク何等ノ戦禍ヲ被ラズ市民病院トシテ市民ヨリ利用サレツツアル現状デアル而シテ戦災ニヨリ主要区域ノ大部分ヲ焼失シタ横浜市ニ於テハ一般衛生特ニ現在進駐軍基地ノ一トシテ又将来ノ港都トシテ都市衛生ノ向上ヲ強ク要望サレテ居ル

加フルニ横浜ニ大学ヲ設置スルコトハ市民年来ノ要望デアリ過般横浜市会並ニ横浜市復興会一致シテ総理、文部両大臣ニ陳情シタ所デアルガ如上ノ理由ト共ニ戦時中急速ナル医師ノ養成ヲ目的トシタ専門教育ヨリ医育本来ノ使命ニ基キ茲ニ大

二 横浜医科 大学設置要項

一、名 称 横浜医科大学

二、位 置 神奈川県横浜市南区浦舟町三丁目

三、組 織 大学予科 三年制

医学部 四年制

研究科 二年制

四、学生生徒定数

大学予科 二四〇名(一学年八〇名)

医学部 三二〇名(一学年八〇名)

五、教員数 年度別職員数調

(イ) 大学予科

第一学年度 専任 一四人 兼任 三人

第二学年度 専任 四人 兼任 二人

第三学年度 専任 〇人 兼任 〇人

(ロ) 医学部

第一学年度 専任 一四人 兼任 三人

第二学年度 専任 三六人 兼任 七人

第三学年度 専任 〇人 兼任 〇人

第四学年度 専任 〇人 兼任 〇人

六、学 則 後 記

七、開設期日 大学予科 昭和二十二年四月一日

大学学部 昭和二十四年四月一日

八、校 地

(イ) 医学部

位置 神奈川県横浜市南区浦舟町三丁目及二丁目

坪数 三、一一〇坪 第一及第二校舎

二、〇〇〇坪 第三校舎

(ロ) 附属医院

位置 神奈川県横浜市南区浦舟町四丁目

坪数 六、二二二坪

(ハ) 大学予科

位置 神奈川県横浜市磯子区釜利谷町

坪数 二〇〇〇坪

九、校 舎

(イ) 医学部 [略]

(ロ) 附属医院 [略]

(ハ) 大学予科 [略]

(ニ) 総坪数 建坪五四一八・九八六坪 延坪一〇七二五・七三一坪

内 訳

(イ) 医学部 延二三九〇・一五一坪

普通教室 三室 延一一七坪

基礎医学実習室 六室 延二七〇・三六坪

(ロ) 大学予科 延三、三一四・七四坪

普通教室 八室 二〇四坪

(ハ) 附属医院 延五〇二〇・八四坪

臨床講義室 二室 延一三七・五坪

十、備品図書其他設備

別紙調書ノ通り〔別紙調書略〕

十一、経費維持ノ方法

經常費ハ医学部及予科ノ收支ニ付テハ市ノ支出金授業料寄附金其ノ他ノ  
収入ヲ以テ之ニ当テル但寄附金デ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ条件  
ニ從ツテ之ヲ使用シナケレバナラナイ

尚横浜市立医学専門学校ハ昭和二十二年度以降生徒ノ募集ハ行ハナイ從  
ツテ昭和二十一年度入学者ガ昭和二十五年三月ニ卒業スル時ヲ以テ廃校  
トスル予定デアル、成績不良者ノ処置ニ関シテハ適當ノ方策ヲ取ル

十二、設立費

九六五〇〇〇〇円 内訳(ハ) 横浜医科大学及予科設備増設及模様替予定  
表参照  
財源ハ全額起債トス

注 国立公文書館所蔵の簿冊「横浜医科大学 神奈川」に収録されている。本設置認可  
申請は、一九四六年一月三〇日付で横浜市長半井清から文部大臣田中耕太郎宛に  
出され、四七年六月一八日に認可された。

二 私立専門学校設置申請

(一) 関東学院経済専門学校

設置要項

一、理由

支那事変以来十年ニ垂ントスル今次戦争ハ国力ノ一切ヲ犠牲ニシテ然モ徹底的敗戦ニ終リ祖国ノ前途誠ニ逆睹シ難キモノアルニ至ツタ。此未曾有ノ苦難ニ際会シ国民タルモノ必死ノ努力ヲ傾ケテ祖国再建平和日本建設ノ難業ニ当ラネバナラヌ然シテ其ノ指導原理トナルモノ科学的精神(合理的的精神)ト(道義)社会的正義ヲ措イテハ他ニ無イ。政治経済文化其他一切ノ国民生活ニ樹立セラルベキ民主主義ハ実ニ此ノ二ツノモノニ依ツテ始メテ顕現セラルモノデアリ茲ニ教育ノ今日特ニ重要ナル所以ヲ見ルノデアアル。

国家再建ノ物質的基礎ハ経済ノ再建デナケレバナラヌ之ナクシテ国民生活ノ再建ナク国家独立モ無イ而シテ経済ノ科学的経営即チ合理的精神ノ経済へ「」浸透コソ経済生活再建ノ鍵デアアル斯クシテ鋭キ科学的精神ト高キ道義トヲ煩スル経済専門家ノ養成ノ必要ナルヲ痛感スル次第デアアル。

関東学院経済専門学校ノ設立ヲ企図スルハ右ノ目的達成ノ為メ聊カ力ヲ尽サントスルモノニ他ナラヌ

一、本学院ハ昭和二年高等商業部ヲ設立シ爾來約二十年商業専門教育ヲ行ヒ宗教的信仰ニ根ザセル固キ志操ト経済ノ専門智識トヲ有スル幾多ノ人材ヲ送り出シ聊カ斯界ニ貢献スル所ガアツタ昭和十九年当時ノ情勢ニ鑑ミ文部当局ノ指示ニ從ヒ高等商業部ヲ廃止シタルモ今新シキ事態ニ際会シ多年ニ亘ル高等商業教育ノ経験ヲ生カシ以テ国家ニ報ヒントスルモノデアアル

一、道義ノ確立ハ宗教的信念ヲ通ジテ始メテ良ク其ノ目的ヲ達成シウルモノデアアル本学院ハ基督教ノ信仰ヲ根底トシテ国民道義ヲ培フコトヲ教育ノ目標トシテ成立セラレタルモノデアリ創立以來此ノ信念ト方針トヲ一貫シテ來タノデアアル他方学科課程ニ於テモ演習ニ重点ヲ置キ生徒ノ自発的研究・調査・討議ノ指導ニ心ヲ用ヒ以テ學問ノ成立発達ノ基盤タル自主的、科学的精神ノ涵養ニカメ来ツタノデアアル

右ノ方針ハ今設立セントスル経済専門学校ニ於テモ愈々之ヲ拡充強化シ眞ニ有為ナル経済専門家を養成センコトヲ期シテナリ

一、平和日本再建ニ當リ政治的経済的ニ將又文化的ニ對米關係ガ愈々重要性ヲ加

フ可キハ明デアアル而シテ横浜ノ地ハ地理的ニモ歴史のニモ對米關係ノ中心地ナルヲ以テ此処ニ經濟的文化的對米關係ニ活動ス可キ人材ヲ養成スル機關ヲ設ケタルハ極メテ適切ナリト信ズルモノデアアル抑々本学院ハ神奈川県及横浜市当局ノ援助ト北米合衆國基督教伝道団体ノ熱心ナル後援ニヨリテ設立セラレタルモノデアリ多年基督教ニ基ク教育事業ヲ通ジ日本(米)兩國ノ相互理解親善ニ貢献シ來ツタノデアアル

今對米關係ガ我國將來ノ發展ニ對シ極メテ重要ナラントスル時本学院ガ經濟専門学校ヲ設立スルハ國家ノ要望ニ忠実ナル所以ナリト考フルノデアアル以上ノ理由ニヨリ関東学院經濟専門学校ノ設立認可申請ヲ為スモノナリ

教育上ノ特質

本校ノ教育上ノ特質ハ一ニハ基督教ノ信仰ヲ通ジテ高キ道義ト確固タル信念ノ育成ヲ計リニツニハ演習ニ重点ヲ置キ師弟ノ俱學俱進以テ學生ニ自発的ナル調査研究討議ヲ為サシメ之ニヨリ諸般ノ社會現象就中經濟現象ニツキ鋭ニ科学的判断ヲ涵養セシメントスルニ在リ尚從來ノ基督教学校ノ特質タリシ外人教師ニヨル実用語學ノ習得ニ力ヲ注クト共ニ基督教文化ノ理解ト外人教師トノ接觸ヲ通ジテ世界文化ノ認識國際干係ノ洞察ヲ容易ナラシメントス

且又高学年ニ於テハ工業、農業、商業ノ經濟三大部内ノ一ニツキ專習課目ヲ選択セシメ工、農、商ノ何レカ一ツニツキ比較的深キ研究ニ從事セシメテ斯クシテ經濟實務ヲ能率的ニ處理シウル能力ヲ習得セシメントス

(イ) 名稱 関東学院經濟専門学校

(ロ) 位置 神奈川県横浜市磯子区六浦町内川

三、修業年限入學資格及学科

(イ) 修業年限 三ヶ年

(ロ) 入學資格 別紙學則表 [別紙略]

(ハ) 学科 全

四、學級數及生徒數

(イ) 學級數 十二學級

(ロ) 生徒定員 六百名

五、開校年月日  
第一学年 二百名

昭和二十一年四月一日

五〔六〕、教科及課程

別紙学則中ニ表示シアルヲ以テ省略〔別紙略〕

六〔七〕、学則

別紙〔略〕

七〔八〕、教員組織、教員給及平均表〔略〕

八〔九〕、教員人名表（昭和二十一年度）〔略〕

九〔一〇〕、経費及維持方法〔略〕

一〇〔一一〕、校地面積

式万五千坪

横浜市磯子区六浦町内川所在

右八旧第一海軍技術廠工員養成所敷地ニシテ本財団ニ転用許可（別紙写）相

成タルニ付使用スルモノナリ。〔別紙写略〕

一一〔一二〕、校舎及施設

左記校舎及施設ハ横浜市磯子区六浦町内川所在旧第一海軍航空技術廠工員

養成所校舎施設ニシ〔三〕転用許可（別紙写）相成タルニ付新設ノ経済専門

学校校舎及戦災ノタメ校舎ヲ失ヒタル本財団経営ノ工業専門学校、中学部、

工業学校ハ同校舎ニ移転昭和二十一年一月八日ヨリ授業開始ノ予定ナリ

〔別紙写略〕

〔後略〕

一二〔一三〕、校舎施設〔略〕

一三〔一四〕、備品・教材〔略〕

一四〔一五〕、教室〔略〕

注 国立公文書館所蔵の簿冊「関東学院工業専門学校／関東学院経済専門学校／東亜  
冶金工業専門学校 神奈川第10冊」に収録されている。本設置認可申請は、一九四  
五年一月二六日付で財団法人関東学院理事長坂田拓から文部大臣前田多門宛に出  
され、四六年三月三〇日に認可された。

(二) 関東学院女子専門学校

理由書

一、本学院ノ母体タル米国北部バプテスト、ミツシヨンハ本学院ノ前身タル東京学  
院ノ設立ト殆ント時ヲ同ジウシテ神奈川県中丸ニ捜真女学校ヲ設立シ爾來六  
十有余年ノ長キニ互リ我国女子教育ノタメニ多大ノ尽力ヲナシ来リタリ、関  
東学院・捜真女学校ハソノ意味ニ於テ兄妹学校トモ云ハルベク殊ニ昭和七年  
以来ソノ校長ヲ一ニシ来リシ事ハカ、ル関係ヲ益々強固ナラシメタルモノト  
云フヲ得ベシ。両学校財団ノ合一モ近キ将来ニ実現サルモノト考ヘラル、ニ  
至リタリ

二、捜真女学校ニハ創立当時ヨリ専門科（修業年限ニケ年英文科、家政科）ナルモ  
ノアリソノ定員ハ多カラサレドモ極メテ高度ノ充実セル高等教育ヲ施シ来リ  
タリ。然ルニ支那事変ニ始ル今回ノ大戦争ハ次第二我国基督教主義学校ノ女  
子高等教育ニ不利ナル環境ヲ与ヘソノ為メ英文科ハ昭和十四年ニ家政科ハ同  
十八年ニソレゾレ廃止生徒募集中止ヲセザルヲ得ザルニ至リタリ。

三、戦争ノ終結ハカ、ル趨勢ニ一ツノ終止符ヲ打チタル事ハ云フ迄モナキ事ナリ。  
ノミナラズ平和と日本民主主義日本ノ建設並ニソノ一助トシテノ婦人参政権実  
施ハ俄ニ我国女子教育ノ刷新強化ヲ必要トシソノ智識水準ノ向上ハ今や洵ニ  
救国ノ急務トナルニ至リタリ。然ルニ横浜ニ於ケル女子教育ノ実情ハ必シモ  
満足ト云フベカラズ又東京ヘノ通学モ今日ノ如キ交通状態ニアリテハ殆ント  
不可能ト云ベキナリ。コ、ニ於テ当地ニ於ケル女子専門学校ノ設立ハ目下ノ  
急務トナリタルナリ。我等ハ澎湃トシテ起リ来レルカ、ル市民一般ノ要望ニ  
応ヘ高キ文化ノ馨ト堅固ナル宗教信仰ト且ツ科学的判断力トヲ具備セル真ニ  
民主主義的ナル新シキ世界の日本婦人ヲ養成シ以テ列国ノ我国ニ切望セル処  
ニ応ヘ緊急ナル国家的要請ノ実現ノ一助ヲラシメント決心スルニ至リタリ。

四、昭和維新タル今日ノ変革ガ又英語習得ヨリ出発スベキコトハ好ムト好マザル  
トニ係ラズ今日ノ歴史ノ我々ニ命ズル処ナリ。我等ハ先ツ英語ニ堪能ナル多  
クノ婦人ヲ養成シ以テ時局ノ事務ヲ担当セシメルト共ニ国際的民主主義ノ真  
髓ヲ体得セシムル事ニ依テ新時代ノ鍵ヲ新シキ若キ婦人ニ与ヘントス。  
英語科ノ設置ハ以上ノ理由ナリ。

婦人ノ新ナル任務ガ以上ノ如キモノタルニモ係ラズソノ大半ガ家庭ノ建設ニ

アルハ歴史ヲ通ジテ変ラザル処ナリ。然ルニ非科学的ナル家庭経営ハ旧クヨリ我ガ国ノ大欠陥ヲナセル処ナリト云フヲ得ベシ。新ナル家政科ノ設置ハカ、ル欠陥ヲソノ根底ヨリ芟除シ家庭衛生家庭経済ノミナラズ家庭生活ソノモノヲ極メテ合理的ナル科学的ナルモノヲラシムベキ智識ト技術トヲ与ヘントスルニアリ。

五、以上ニ依ツテ明カナル如ク今回ノ女子専門学校ノ新設ハ或ル意味ニ於テハ捜真女学校旧専門科ノ復活昇格ナルモ近キ将来ニ於ケル関東、捜真両財団ノ合一両校ノ過去ニ於ケル社会的名声ノ大小財の基礎ノ強弱等ヨリ考ヘ関東学院女子専門学校トシテ関東学院財団ヨリ設立申請ヲナス事ニ決セリ。

六、関東学院女子専〔門〕学校ノ設立一度計画セラル、ヤ同学院高商部卒業生ノ一部ハ直子ニ財の援助ノ申込ヲナシ旬日ニシテ我等ハ二十万円ノ基金ノ寄附ヲ受ケタリ。新ナル女子教育ニ対スルカ、ル国内ノ熱情ハ米軍將校友人等ノ熱心ナル慫慂ト相俟チテ我等ノ決意ヲイヨイヨ強固ナラシメタリ。況ンヤ丘上戦災ヲ免レ残リタル堅固ナル旧中学部コンクリート校舍ヲ持テル本学院ニトツテ之ハ一ツノ神聖ナル義務トスラ考ヘラル、ニ至リタルナリ。

教育上ノ特質

基督教精神ニ基ク道義向上ヲ第一トシ国際的平和正義ノ信念ヲ養成スルト共ニ従来基督教主義学校ノ特質タリシ外人教師ニ依ル実用英語習得ニ力ヲ注キ併セテ社会経済文化一般ニ関スル科学的判断力ノ養成ヲ重ンジ家庭ニアリテハ良キ主婦タルト共ニ世ニ立チテハ一般男子ニ劣ラザル経営実務ノ能力ヲ有シ然モ猶之等ヲ包ミテ美シキ調和ヲ失ハザル日本の情操ノ涵養ニ努ムヲ以テ特質トス

設置要項

一、名称及位置

イ、名称 関東学院女子専門学校

ロ、位置 神奈川県横浜市南区三春台四番地

二、修業年限入学資格及学科

イ、修業年限 三年

ロ、入学資格 別紙学則表示

ハ、学 科 外国語科（英語科）家政科（保健科）

三、学級数及生徒数

イ、学級数 九学級

ロ、生徒定員 四百五十名

第一学年 外国語科（英語科） 百名

四、開校年月日

昭和二十一年四月一日

五、教科及課程 別紙学則中ニ表示

六、学 則 別紙添付〔別紙略〕

七、教員組織教員給及平均表〔略〕

八、教員人名表及担当科目表〔略〕

九、経費及維持方法

一、経 費 本校経費ハ生徒ノ授業料及基本金利子其ノ他ノ収入トヲ以テ充当ス詳細ハ別紙歳入出予算表ニ示ス通りナリ

二、維持方法 財団法人関東学院ニ於テ維持スルモノナリ

イ、財産目録

ロ、財団予算書

ハ、関東学院女子専門学校予算書

一〇、校地総面積

壹万式仟九百拾七坪五合

財団法人関東学院所有

内 訳〔略〕

内 訳〔略〕

一一、校舎及施設

(一) 鉄筋コンクリート・アスファルト五階建 壹棟

建坪一九〇坪 延坪五一七坪

(二) 鉄筋コンクリート・アスファルト四階建 壹棟

建坪五一坪 延坪二六五坪

内 訳〔略〕

以上校舎及施設ハ関東学院中学部ノ使用セルモノナルモ同中学部ハ昭和二十一

年一月八日ヨリ横浜市磯子区六浦町内川所在旧第一海軍技術廠工員養成所(敷地二万五千坪校舎九千坪) 借入同校舎ニ移転授業開始セルヲ以テ校舎及施設ヲ使用スルモノナリ

(三) 鉄筋コンクリート・アスファルト二階建 一棟

建坪一〇二坪七八三 延坪三〇七坪一七九

(旧関東学院工業専門学校々舎)

内訳〔略〕

右校舎及施設ハ旧工業専門学校々舎ナルモ戦災ノタメニ階内部焼失シ目下修理中ニシテ本校四月開校ニ差支ナシ

尚工業専門学校ハ昭和二十一年一月八日ヨリ横浜市磯子区六浦町内川旧第一海軍技術廠工員養成所ヲ大蔵省ヨリ借入同所ニ移転授業開始セリ

一、教室 〔略〕

一三、備品教材 〔略〕

注 国立公文書館所蔵の簿冊「横浜市立医学専門学校／日本医科大学附属医学専門学校／関東学院女子専門学校 神奈川第3・4・5冊」に収録されている。本設置認可申請は、一九四六年二月一日付で財団法人関東学院理事長坂田拓から文部大臣安倍能成宛に出され、四六年三月三〇日に認可された。本件起案書によれば、設置認可の記載は四月一九日となっている。

### (三) 横浜山手女学院専門学校

横浜山手女学院専門学校設置要項

一、目的 専門学校令によりキリスト教の精神に基き女子に高等教育を授ける

二、名称 横浜山手女学院専門学校

三、位置 横浜市中区山手一七八番地

四、設置者 財団法人横浜山手女学院

五、学則 別冊の通り 〔別冊略〕

六、学科及修業年限 英文科 家政科 音楽科 聖書科

各三ヶ年

七、生徒定員 三〇〇名

八、授業料 年一二〇〇円

九、敷地(図面) 坪数別紙の通り 〔別紙略〕

一〇、建物 各階図面坪数別紙の通り 〔別紙略〕

一一、開校年月日 昭和二十二年四月一日

一二、経費及維持の方法 (寄附行為) 中に定めてある

一三、校長 都留仙次

一四、飲料水 横浜市水道

### 設立理由書

新憲法に依り女子の位置は男子同等が認められ民主日本の建設向上にとり女子の任務は非常に重要になりました。之に応へる為は女子の高等教育を充実すべきであると思ひます。本校は此に国際語たる英語教育、女子の本拠たる家政教育、情操涵養に資する為の音楽教育、精神的糧としての聖書教育を以つて邦家の要請に応へ且つ人格の教養殊に女子の自覚を向上させる為に基督教に依る信仰的教育を強調することを建前と致します。

本学院創立の使命を右に依り達成致すのであります。

尚当横浜地方に於て女子高等教育機関の充実は極めて急務であると痛感致します。

注 国立公文書館所蔵の簿冊「フェリス女学院専門学校／帝國女子専門学校 神奈川第6・7冊」に収録されている。本設置認可申請は、一九四七年一月二二日付で財団法人横浜山手女学院理事長石橋近三から文部大臣田中耕太郎宛に出され、四七年三月三一日に認可された。一九五〇年にフェリス女学院専門学校と改称した。



三 私立専門学校位置変更申請

(一) 京浜女子家政理学専門学校

学校位置並校地校舎変更許可申請

京浜女子家政理学専門学校

現住所 横浜市神奈川区西大口二八

移転住所 神奈川県鎌倉郡大船町岩瀬

右者昭和二十年五月二十九日戦災二罹り全焼致候処幸ヒ神奈川県鎌倉郡大船町岩瀬所在元海軍省大船分室ノ一時使用方其筋ノ許可ヲ得候ニ付同所ニ於テ授業致度候条御許可被下度関係書類相添へ此段申請候也

昭和二十一年一月十四日

財団法人堀井学園理事長堀井章一

文部大臣 前田多聞〔門〕 殿

注 国立公文書館所蔵の簿冊「大和女子農芸専門学校／京浜家政理学専門学校／日本鍛造工業専門学校 神奈川第8冊」に収録されている。本位置変更申請は、一九四六年二月一三日に認可された。

(二) 帝国女子専門学校

学校位置変更に関する具申事項

一、位置

旧所在地 東京都小石川区大塚町七〇番地

新所在地 神奈川県高座郡相模原町上鶴間四〇九七番地

二、位置変更を要する理由

本財団法人の経営に係る帝国女子専門学校は今まで東京都小石川区大塚町七〇番地にあつたが、昨昭和二十年四月十四日に戦災のため校舎が焼失したので爾来他の学校を仮用して不自由な授業を継続して来たが関係者が万策を尽して東奔西走調査物色の結果本年四月に至り軍施設であつた神奈川県高座郡相模原町所在の旧陸軍通信学校の土地建物を最も適当と認め其の筋に申請して学校として使用することの認可を得たので直ちに若干の修理を施し此所に移転して授業を開始したのである。依つて今回改めて公式に位置変更認可申請の手續を運ぶ次第である。

〔三〕以下略

注 国立公文書館所蔵の簿冊「フェリス女学院専門学校／帝国女子専門学校 神奈川第6.7冊」に収録されている。本位置変更申請は、一九四六年一月三日付で財団法人帝国女子専門学校理事長平山洋三郎から文部大臣田中耕太郎宛に出され、四七年三月一五日に認可された。

(三) 麻布獣医畜産専門学校

一、移転の理由

本校は去る昭和二十年五月廿四日戦災を被り校舎及教育資材悉く焼失したるを以つて直に都立園芸学校に転し後神奈川県寒川元海軍工廠跡に移り授業経継したるも軍建物の配置並農場の至狭なるに稍嫌焉たらず之か探求につとめつゝ今回高座地帯なる淵野辺旧陸軍兵器学校を選定しやうやく永遠の校基を据えることとなつた。

〔一、学校の位置〕以下略

注 国立公文書館所蔵の簿冊「麻布獣医畜産専門学校／東亜石油工業専門学校 神奈川第9冊」に収録されている。本位置変更申請は、一九四七年九月一〇日付で財団法人麻布獣医畜産学校理事長中村通三郎から文部大臣森戸辰男宛に出され、同年一月一〇日に認可された。

四 神奈川師範学校規則

神奈川師範学校規則

- 第一条 本校本科ノ教科ハ師範学校規程第二条乃至第三条ノ定ムル所ニ依ル  
 外国語科ハ英語ヲ履修セシム但シ必要ニ依リ他ノ外国語ヲ併セ履修セシムルコトアルヘシ
- 第二条 実業科ハ農業ヲ課シ必要ニ依リ一部生徒ニ商業ヲ履修セシムルコトヲ得
- 第三条 予科ノ教科ハ師範学校規程第十三条ノ定ムル所ニ依ル
- 第四条 予科ノ課程ニ「ハ」男子部ニ在リテハ実業科農業ヲ女子部ニ在リテハ外国語科英語ヲ加設ス
- 第五条 研究科ノ課程ハ別表第一号表ニ終ル
- 第六条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ依ル
- 第七条 学期ハ之ヲ左ノ三「ニ」学期ニ分シ「ツ」
- 前 期 自四月一日  
 至九月三十日
- 後 期 自十月一日  
 至三月卅一日
- 第七条 授業ヲ行ハザル日ハ左ノ如シ
- 一、一月一日及昭和二年勅令第二十五号ニ依リ休日タル祭日祝日
- 二、日 曜 日 自四月一日  
 至四月七日
- 三、学 年 始 自七月二十一日  
 至八月三十一日
- 四、夏 季 自十二月二十五日  
 至一月七日
- 五、冬 季 自一月七日

六、学 年 末

自三月二十一日  
 至三月三十一日

七、開校記念日

(五月五日)

- 第八条 本校ニ入学ヲ志願スル者ハ所定ノ入学願書ニ履歷書ヲ添ヘテ提出スヘシ
- 第九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ戸籍謄本(但シ現存ノ家族名ヲ記スルノミニテ可ナリ)並ニ保証人連署ノ誓約書(第一号書式)ヲ提出スヘシ
- 第十条 保証人ノ居住地本校ヨリ二時間以内ニ到着シ得ル地域ニ在ラサル場合ニハ別ニ右地域内ニ居住スル者ヲ以テ適當ナル副保証人ヲ定メテ届出ツヘシ(第一号書式)
- 第十一条 学校長ニ於テ保証人又ハ副保証人ヲ適當ナラスト認ムルトキハ之力變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十二条 保証人若ハ副保証人死亡シ又ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ速カニ新ナル保証人又ハ副保証人ヲ選定シテ届出ツヘシ
- 第十三条 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ引キ続キニヶ月以上修学セス若ハ修学シ得スト認ムルトキハ一ケ年以内ノ期間ヲ限り休学ヲ許可ス
- 第十四条 前項ノ休学中ノ者其ノ休学期間ヲ終リタルトキハ原級ニ復セシム
- 第十四条 学校長ハ教育上必要アリト認メタルトキハ其ノ情状ニ依リ生徒ニ対シ左ノ懲戒ヲ加フ
- 一、 譴 責
- 二、 謹 慎
- 三、 停 学
- 第十五条 生徒ニハ学資ヲ給与ス
- 学資ノ給与額ハ別ニ之ヲ定ム
- 学資ハ毎月二十五日之ヲ給与ス但シ休日ニ当ルトキハ順延トス
- 生徒卒業又ハ死亡シタル場合ハ前項ノ給与日ニ拘ラス其ノ際之ヲ給与ス
- 第十六条 学資ハ師範学校規程第四十六条ニ定ムル場合ノ外左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ超過日数ニ対シ之ヲ給与セス
- 一、 疾病ニ依リ引続キ欠席スルコト三十日ヲ超ユルトキ
- 二、 私事故障ニ依リ引続キ欠席スルコト十五日ヲ超ユルトキ

第十七条 学資ハ入学又ハ卒業ノ月ヲ除クノ外給与スヘキ日数一ヶ月ニ滿タサル  
トキハ其ノ月ノ現日数ニ依リ日割計算ヲ以テ之ヲ給与ス

第十八条 師範学校規程第四十五条ノ規定ニ依リ償還スヘキ授業費八年額金千式  
百円トシ月割償還額八年額ノ十二分ノ一相当額トス

前項ノ規程ハ昭和二十二年度以前ノ在學生ニツイテハ其ノ期間中ノ分ハ各年度  
ノ規定額トス

第十九条 本科ノ生徒ハ全員之ヲ寄宿舎ニ收容シテ心身ノ修練ニカメシム

第二十条 予科ノ生徒ハ寄宿舎ニ收容スルヲ原則トスルモ事情ニ依リ自宅通学ヲ  
命スルコトアルヘシ

第二十一条 生徒已ムヲ得サル事由ニ依リ臨時ニ通学若ハ外泊ヲ要スルトキハ之  
ニ通学又ハ外泊ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二条 寄宿舎ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三条 附属小学校並ニ附属幼稚園ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第二十四条 本規程ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

注 国立公文書館所蔵の簿冊「横浜国立大学 第一冊」中の横浜国立大学設置認可申請  
(一九四八年七月三〇日)に関する書類中に「現行学則」として収録されている。

五 神奈川青年師範学校学則

神奈川青年師範学校学則

第一章

第一条 学期は之を左記の二学期に分つ

前期 自四月一日

至九月三十日

後期 自十月一日

至三月三十一日

第二条 授業を行はざる日は左の如し

一、一月一日及昭和二年勅令第二十五号に依り休日たる祭日祝日

二、日曜日

三、学年始 自四月一日

至四月七日

四、夏季 自七月二十一日

至八月三十一日

五、冬季 自十二月二十五日

至一月七日

六、学年末 自三月二十一日

至三月三十一日

七、学校創立記念日 自五月五日

第二章 教科及科目

第三条 教科及科目は青年師範学校規定〔程〕の定める所に依る

第四条 外国語科は英語を履修せしむ

第三章 生徒の成績考査

第五条 生徒の成績は人物学業及身体状況を考査して之を定む

第六条 学業の成績は平素の成績及定期試験により之を定む

但し学科の性質に依りては平素の成績のみに依ることを得

第七条 生徒の成績考査に関する細則は学校長別に之を定む

第四章 課程の修了及卒業の認定

第八条 各学年に於ける課程の修了又は卒業の認定は学業成績素行身体状況及出席日数ヲ〔を〕考慮して之を定む

第九条 前条の考査に合格せざる者は原学年の課程を履修せしめ若は其の卒業を延期□□□□

第十条 所定の課程を修了し卒業考査に合格したる者は卒業証書を授与す

第五章 生徒の入学、休学、退学及懲戒

第十一条 入学の時期は学年の始とす 但し他の青年師範学校より転入学を希望し特別の事情ありと認めたる場合は此の限りにあらず

第十二条 入学を許可せられたる者は保証人二人を定め連署の誓約書を差出すべし 但し学校長に於て不適當と認むるときは変更を命ずる

第十三条 保証人死亡したる時若は其の資格を失ひたるときは更に保証人を定め誓約書を提出すべし

第十四条 疾病其他已むを得ざる事由に依り修学し得ずと認むるときは保証人連署を以つて願出許可を得て一年以内休学することを得

第十五条 休学中の者休学期間を終りたるときは原学年に復せしむ

第十六条 学校長は教育上必要ありと認めたるときは其の情状により生徒に対し懲戒を加ふ

懲戒は分ちて譴責、謹慎及停学とす

第十七条 生徒は学校長の許可を受くるに非ざれば他の学校に入学し又は他の学校の入学試験を受くることを得ず

第六章 学資及授業費

第十八条 学資の給与額は別に之を定む

学資は毎月二十五日之を給与す 但し休日に当りたる時は順延とす 生徒卒業又は死亡したる場合は前項の給与日に拘らず其の際之を給与す

第十九条 学資は青年師範学校規程第四十八条に定むる場合の外左の各号の一に該当するときは其の超過日数に対し之を給与せず

一、疾病に依り引続き欠席すること三十日を超ゆるとき

二、私事故障に依り引続き欠席すること十五日を越ゆるとき

第二十条 学資は入学又は卒業の月を除くの外給与すへき日数一ヶ月に満たざる時は其の月の現日数に依り日割計算を以つて之を給与す

第二十一条 青年師範学校規程第四十七条及第五十七条の規程に依り償還すべき

授業費は年額千二百円とす 但し月割計算額は金百円の割合とす

前項の規程は昭和二十二年度以前の在學生については其の期間中の分は各年度の規定額とする

#### 第七章 寮舎

第二十二条 生徒は学校寮に入舎せしむ 但し一定期間寮舎修練を経たる者に対しては時宜に依り自宅或は適当と認めたる所より通学を命ずることあるべし

第二十三条 寮舎に関する規程は別に之を定む

#### 附則

本規則は昭和十九年四月一日より之を適用す

第一条及第二十一条の改正は昭和二十三年四月一日より之を適用す

注 国立公文書館所蔵の簿冊「横浜国立大学 第一冊」中の横浜国立大学設置認可申請（一九四八年七月三〇日）に関する書類中に「現行学則」として収録されている。

